

平成 29 年 7 月 31 日

金融庁監督局総務課健全性基準室 御中

金融庁監督局銀行第一課 御中

一般社団法人全国銀行協会

金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る開示およびモニタリングに関する監督指針の一部改正案に対するコメント

平成 29 年 6 月 30 日（金）付で意見募集のあった標記の件に対するコメントを別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

開示に関する主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正案に対するコメント

項番	種別(主要行)等・項番等	該当箇所	コメント	理由等
1	[別紙10] Ⅲ-3-2-4-4 (1)⑩口	⑩金利リスクに関する次に掲げる事項 ロ. 金利リスクの算定手法の概要	「複数の通貨の集計方法及びその前提」については、バーゼルテキスト上の「資産・負債の5%を占める通貨」について各行の内部管理上での定義を表明するという理解でよいか。 その際、重要性を測定するための残高やリスクについての基準を明示する必要はないと理解してよいか。	明確化のため。

モニタリングに関する主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正案に対するコメント

項番	種別(主要行)等・項番等	該当箇所	コメント	理由等
1	[別紙13] Ⅲ-2-3-1-5 (4)②	(4)早期警戒制度の活用 ②対話を通じた課題の明確化と共有	「Ⅲ-2-3-1-5(4)②対話を通じた課題の明確化と共有」について、以下の対応を願いたい。 ・タイトルを「②対話を通じた課題有無判定」と変更 ・「～深度ある対話を行い、課題の有無を確認し、課題がある場合はその原因を明確化し、共有する。」に変更	現在の案は「Ⅲ-2-3-3-3 監督手法・対応 (1)オフサイトモニタリング ③オフサイトモニタリングに基づく早期警戒」の通り、重要性テスト及びオフサイトモニタリングデータの追加分析による「定量基準」でもって「深度ある対話が必要な銀行」と判断される。 一方、平成29年3月17日「検査・監督改革の方向と課題 4. 対応すべき課題」(以下、「改革の方向性」)において、「②「持続的な健全性を確保するための動的な監督」のための手法」の中で、「機械的な基準に基づく画一的な対応を行うのではなく、金融機関の固有の状況や課題に則した解決を促す柔軟性をもった対応を行わなければならない」と示されている。 この点を具体化するために「Ⅲ-2-3-1-5 監督手法・対応 (4)早期警戒制度の活用」の①～③のプロセスを追加したと思料されるが、この①～③は、定量基準に該当した「深度ある対話が必要な銀行」は、課題があることを前提としたプロセスとなっている。つまり、「定量基準」に抵触すると、課題及び原因の明確化、必要な改善対応策の策定が求められることになる。 従って、「改革の方向性」に沿って、定量基準に該当した「深度ある対話が必要な銀行」が必ずしも課題があるわけではないことを明確化するよう、左記の通り修正頂きたいと考えているもの。